

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

平成24年6月

総務省自治税務局

1. 改正の概要

市町村たばこ税都道府県交付金の算定には、公表された最近の国勢調査の結果を用いることとされている。当該交付金額の算定において、現行平成17年国勢調査の結果によることとしているところ、平成24年6月26日に平成22年国勢調査の結果（従業地・通学地による人口・産業等集計）が公表されたため、地方税法施行規則第16条の4の3について規定の整備を行うもの。

2. 施行期日

公布の日から施行する。